

平成 30 年度 東三河南部圏域保健医療福祉推進会議 会議録

- 1 日 時 平成 31 年 2 月 13 日（水） 午後 1 時 30 分から午後 2 時 10 分まで
- 2 場 所 東三河県庁（東三河総合庁舎）
- 3 出席者 別添出席者名簿のとおり
- 4 傍聴人 0 名
- 5 議 事 （ア）東三河南部医療圏保健医療計画について
（イ）整備承認済介護保険施設等の結果報告について

6 会議の内容

- (1) あいさつ （豊川保健所長）
- (2) 議長の選出について
委員の互選により、安井委員が議長に選出された。
- (3) 会議の公開・非公開について
開催要領第 5 条第 1 項に基づき、全て公開とした。

(4) 議事

ア 東三河南部構想区域地域医療構想推進委員会開催状況

(ア) 事務局説明

○「1 地域医療構想推進委員会の進捗状況」でございますが、表の左から、「国・県・医療機関の別」、横に、平成 29 年度から平成 30 年度、及び平成 31 年度の順に、取り組みの状況をまとめております。

○2 段目の「県（地域医療構想推進委員会）」につきましては、平成 29 年度第 2 回委員会を平成 30 年 2 月 23 日に開催し、「新公立病院改革プラン、公的医療機関 2025 プランの提示」及び「非稼働病床についての現状把握と共有」についての協議を行いました。

○平成 30 年度におきましては、左から 3 列目でございますように、意見や質問の取りまとめを行ったうえ、4 列目でございますように、平成 30 年 8 月 29 日に、平成 30 年度第 1 回地域医療構想推進委員会を開催いたしました。

なお、その結果につきましては、資料の「2 平成 30 年度第 1 回地域医療構想推進委員会開催結果」に記載してございます。

○議題につきましては、3 つの議題をご協議いただき、事務局案のとおり承認されました。

○2 段目の、議題番号 2「非稼働病棟を有する医療機関への対応」につきましては、右の議事概要でございますように、非稼働病棟を有する医療機関への今後の対応について、事務局案をお示しし、ご協議いただきました。

○事務局案の内容でございますが、

非稼働病棟を有する医療機関に対し、第 2 回の委員会において、

①非稼働病棟を有する医療機関から、事前に書面により今後の見通しなどご提出

いただき、

②地域医療構想委員会に、資料でお示しし、ご協議いただき、

③説明が不十分であった医療機関については、次回、平成 31 年度第 1 回の委員会にご出席いただき、説明を求めるとお示し、事務局案のとおりご承認いただきました。

○次に、協議番号 3 では、地域医療構想を踏まえた各医療機関の今後の病床機能等に関する意向調査の実施についてお諮りし、ご承認いただきましたので、30 年 11 月に、県医療福祉計画課から発出し、本日、当委員会におきまして、その結果をもとに、議論を深めることとしております。

○平成 30 年度第 2 回の委員会の開催につきましては、8 月に行いました委員会の方針に沿った取り組みを行うこととしております。

○また、3 行目にございます、病院協議会等の自主的な協議と連携を図り、今後も医療機能の分化や、転換等を含めて、地域医療の適正化に向け、委員会での協議を進めていきたいと考えております。

(イ) 質疑応答

特になし。

イ 在宅医療・介護連携推進事業の各市の取り組み状況等について

(ア) 事務局説明

○在宅医療・介護の連携推進につきましては、これまで厚生労働省医政局施策在宅医療連携拠点事業などを経て、平成 26 年介護保険法改正により制度化されております。

○この事業は、介護保険法の地域支援事業に位置づけられており、市が主体となり、市医師会等関係団体と連携しつつ取り組むこととされております。

○また、事業の(ア)から(ク)の8つの事業項目すべてを、平成 30 年 4 月にはすべての市区町村が実施することが義務付けられております。

○(ア)から(ク)の「事業項目と事業の進め方のイメージ」の、「①地域の医療介護連携の実態把握、課題の検討、課題に応じた施策立案」のための、

(ア) 地域の医療・介護の資源の把握

(イ) 在宅医療・介護連携の課題の抽出と対応策の検討

③(ア)(イ)に基づいた取組の実施」のための、

(ウ) 切れ目のない在宅医療と在宅介護の提供体制の構築

(エ) 在宅医療・介護関係者の情報の共有支援

(オ) 在宅医療・介護関係者に関する相談支援

(キ) 地域住民への普及啓発

(ク) 在宅医療・介護連携に関する関係市区町村の連携

「②地域の関係者との関係構築・人材育成」のための

(カ) 医療・介護関係者の研修

この 8 つの項目を、市と、医療関係者や、介護関係者が連携し、P D C A サイクルで、継続的に実施することで、在宅医療介護連携の推進をはかるものでございます。

○また、県は、市における事業の進捗状況等を把握し、地域の課題等を踏まえ、市と市医師会等関係団体等との協議の支援や、複数市区町村の共同実施に向けた調整等により支援することされております。

○資料 2 の (1) 在宅医療・介護連携推進事業に係る市町村における実施状況調査でございますが、5 月に、県より、平成 29 年 9 月に厚生労働省 老健局 老人保健課が実施しました調査について、県全体の集計結果を情報提供いただきましたので、その中に、() 書きで、当圏域の数を再掲したものでございます。

○①の「関係団体との調整状況」につきましては、4 市とも、医師会・歯科医師会・薬剤師会と調整を図られていることご回答でした。

○「②事業項目 (ア) ~ (ク) の着手時期」につきましては、4 市全て、今年度中に着手されるとのご回答でした。

○「④ 在宅医療・介護連携推進事業を推進していく課程で直面している課題」のうち、

- ・ 15.関係市区町村との広域連携の調整
- ・ 22.広域的な医療介護連携（退院調整等）に関する協議
- ・ 23.市区町村間の意見交換の場の設置

に関して、県から支援を受けているという回答の率が高くなっております。

○30 年度より、東三河地域の介護保険事業は一体となり、東三河広域連合で実施されることとなっていることや、平成 27 年度より、豊川保健所で、管内 4 市の介護主管課、市を代表する地域包括支援センター、市医師会在宅医療サポートセンター コンダクターにお集まりいただき、年 2 回、情報共有を図る担当者会議を実施していることなどが、この結果につながっているのではないかと感じております。

○2 枚目の「(2) 在宅医療・介護連携推進事業の具体的取組について」をご覧ください。

○「ア 各市の取組について」につきましては、先ほど申し上げました、担当者会議にあたり、毎年度、各市から情報提供をいただいておりますので、30 年 5 月にいただきましたものをまとめてございます。

○(ア)から (ク) の取組みについて、表の左から、

- ・ 29 年度までの取組及び成果
- ・ 30 年度の取組予定
- ・ 取組みに関する課題

の順に記載してございます。

○それぞれの記載の中で、() 書きで市名の記載があるものは、市独自で実施さ

れている内容のものでございます。

○各市で様々な取り組みをされておりますが、取組に関する課題も概ね共通しておりました。

○また、「(イ)市を越えて広域で取り組むべき課題」について、各市に改めて伺いましたところ、①切れ目のない在宅医療と在宅介護の提供体制の構築推進を図るため、広域的な退院調整ルールの方策に関する検討・協議、②地域住民への普及啓発は、各種事業を効果的に実施するための動機づけとなるため、地域に関係なく、市民の生活の場に近いコンビニ業界に対し、広域的に、医療・介護・福祉に関する情報発信などの協力いただけるような働きかけはできるとよいのではないかと伺いました。

との御意見をいただきました。

○「2 本県の取り組み」でございますが、市の介護保険法 地域支援事業の実施の義務化以前に、県が 29 年度まで実施いたしました取組となっております。

○主に身近なものとしては、上から 3 段目に、27 年度より、「在宅医療サポートセンター事業」、当地域では、「東三河ほいっぷネットワーク」としてが活用されている、「在宅医療連携システム」の整備事業「在宅医療多職種連携推進研修事業」となっております。

○県医務課が実施している、「人生の最終段階における医療体制整備事業」につきましては、今年度、蒲郡市様が相談対応力向上研修会を実施されました。

○また、下段の「地域在宅医療・介護連携推進支援事業」につきましては、各医療圏ごとの実施とされており地域包括ケアの在宅医療・介護連携推進の取組に関し、市ごとの課題や共通課題、複数の市町が連携して対応すべき課題等を把握し、取組を推進することを目的として、豊川保健所で実施しております。

○「①東三河地域在宅医療・介護連携推進支援研修会」については、H30.12.7 に実施済みであり、結果等については別添参考資料のとおりでございます。

「②各市医師会始め在宅医療介護連携に係る関係機関の代表者会議は、年 1 回開催を予定しており、3 月に予定しております。

「③各市在宅医療介護連携関係機関担当者会議」につきましては、年 2 回実施をしており、6 月と 3 月に実施の予定となっております。

○「平成 30 年度東三河地域在宅医療・介護連携推進支援研修会結果」です。

○平成 30 年 12 月 7 日（金曜日）に、東三河県庁にて、新城保健所と合同で実施いたしました。

○兵庫県 丹波健康福祉事務所（保健所長） 逢坂 悟郎 氏をお招きし、テーマを、

切れ目なく在宅医療と介護が提供される地域の構築を目指して～東三河地域での退院調整ルール策定へのプロセスを通じて考える～とし、各市医療関係者始め各関係機関にお集まりいただき、78 名のご参加をいただきました。

○実施したアンケート結果の内、「3 広域的な退院支援のルール策定について、

その必要性を感じますか。」という設問に対し、約9割が必要と感じておられます。このことは、前出の、「2 各市の取組」の「(イ)市を越えて広域で取り組むべき課題」にも挙げられておりますことから、今後の具体的な取り組みを、各市や各関係機関を協議し、検討していく必要があるのではないかと感じております。

(イ) 質疑応答

なし

ウ その他

〈資料3「医療計画の別表に記載されている医療機関名の更新について」

○平成30年10月29日に更新された医療計画の別表に関するものをご報告をさせていただきますが、今回の主な変更は「脳卒中」及び「救急医療」の体系図の医療機関の時点修正、「小児救急医療」について、県あいち小児医療センターがPICU設置病院に掲載されましたこと、「在宅医療」に関する医療機関の表題の変更及び説明の追記となっております。

○別表につきましては、「あいち医療情報ネット」の情報を確認した結果を基にした更新を毎年行うこととなっておりますが、今回の別表更新に反映されておられません。

○また、分娩実施の有無などにつきましても、今回の更新には含まれておりませんので、次回の会議においてご報告させていただきたいと存じます。

〈資料4「本年4月27日から5月6日までの10連休における医療提供体制の確保に関する対応について」

○昨年12月14日に公布・施行された天皇の即位の日及び即位礼正殿そくいれいせい でんの儀ぎの行われる日を休日とする法律に係る国会の附帯決議を踏まえ、10連休における医療提供体制の確保に万全を期すよう、厚生労働省から通知されたものです。

○主な内容は、

1 10連休における必要な医療提供体制が確保されるよう、救急医療体制や外来診療を実施する医療機関等の情報を各医療機関等の承諾を得た上で、把握すること。

2 把握した情報について、県民等に周知し、医療関係者等における情報共有を行うこと。

でございます。

○本県における情報把握につきましては、救急医療提供体制については各保健所を通じ市町村又は保健所設置市へ、精神科病院を除く病院の外来診療については各保健所・保健所設置市を通じ各病院へ、診療所の外来診療・訪問診療については愛知県医師会を通じ、歯科診療所については健康対策課が愛知県歯科医師会を通じ、精神科病院についてはこころの健康推進室が愛知県精神科病院協会を通じ又は直接、照会・把握させていただくこととしております。

なお、当保健所からは、2月1日付けで、各市町及び病院に照会させていただ

ております。

○把握した10連休における医療提供体制に関する情報については、医療機関等の承諾をいただいたものについて、3月中下旬となる見込みですが、あいち医療情報ネット等への掲載を予定しております。

医療提供体制に関する情報を関係者で共有するとともに、市町村の皆様におかれましては、ホームページや市町村広報への掲載など、県民の皆様などへの周知に御協力いただきますよう、よろしくお願いいたします。

7 閉会